

コロナ禍の一灯～子どもの素敵さ「何かおもしろいことしたいな！」

取組の背景・目的

新型コロナウイルス感染症の状況により、館主催行事ができない時期がありました。それから徐々に開催できるようになり、職員企画会議で、『世田谷区立児童館利用ガイドライン』に則り、あれもこれも、やり方を工夫し実施できるかもしれないと、わくわくしながらさまざまな企画を考えては、お知らせを作成、配布しましたが、感染状況により中止する切なくも悲しい状況が続きました。

意気消沈しつつもやせ我慢の笑顔で迎える子どもや来館者との通常開館の日々の中、何度、子どもたちや来館者の笑顔と笑い声に勇気をもらったことでしょうか…。

ある日、何も貼られていないさみしい館内掲示版に、1枚の紙が無造作に貼ってあり、そこには子どもの字で（しかも鉛筆で）『ベーゴマ大会』と書かれていました。それは、常連の子どもたちが自主的に企画した呼びかけポスターだったのです。多くを我慢しなければならない子どもたちの「どんな時でも楽しく遊ぼう！」という気持ち、意見表明は、閉塞的な毎日を照らす一灯でした。児童館職員として、このような「明るく、元気なみずみずしい子どもたちの感性」を大切に育もうと、今できることを、できる範囲で支援することにしました。

この自主企画大会をきっかけに、子どもたち自身と周りの人が楽しく遊ぶためのさまざまな自主企画と実践、子ども懇談会開催へと発展し、子どもの意見表明が活性化し、反映する館運営につながっています。子どもの素敵さは、自分だけでなく周りの人と一緒に楽しみたい気持ちです。コロナ禍の子ども自身と周りの人たちの「今」を照らす、一灯として輝いています。

取組の概要

実施場所 児童館内。遊びの企画、実施日時、やり方、景品提供や物品借用など、子どもたちが発案し、職員に相談し、職員はアドバイスする。ポスター周知（館内のみ）し実施。来館者に呼びかけ、対象は、年齢でなく「一緒に遊んでみたいな」という気持ちを持っている来館者であり、乳幼児から保護者、大人まで。

実施頻度 子どもたちが「思いついた」り「してみたい」と思った時。

☆ベーゴマ大会 毎週末の開催から始まり、月1回開催に定着。ベーゴマ検定やデコベー※選手権も実施。※デコベー…デコレーションされたベーゴマのこと

☆ボッチャ大会、モルック大会 週1回

☆おみくじ 2ヶ月間

☆宝探し 10回実施。折り紙が得意な子どもが折り紙をたくさん折り、館内に隠してから、館内放送で周知し実施。

☆子ども懇談会 月1回開催

☆遊技室のボール遊び 子ども懇談会で提案し開催曜日、時間、方法など話し合い、卓球をしたい人がいることも考え、毎週木・金曜日午後1時30分～午後5時まで遊べることに決定。

☆来年の児童館ドッジボール大会で優勝を目指す！（ドッジボールの自主練）ほぼ毎日。

区内児童館対抗ドッジボール大会で決勝トーナメントに進めなかったことを悔しがっている6年生が、来年のドッジボール大会優勝を目指し自主練を企画実施。3月の区主催ドッジボール大会を知り、出場意向を表明。職員はその大会の特徴や確認事項を伝え、各保護者と連絡を取りながら進めています。

☆百人一首大会 お正月の挨拶直後、「百人一首大会をしたい」とつぶやく女の子。漫画を読みはまったらいいのですが、内容やポスターなどをタブレットで作ってきて、職員にプレゼンしてくれました。やる気や準備の素早さに驚き、実施へ。実施した大会で仲良くなった他校の子と「百人一首クラブ」を作ろう！と計画し、周知用のポスターも出来上がりました。

～子ども懇談会の様子～家の中からも参加～

～百人一首大会～

～ペーゴマ検定も子どもの提案です～



工夫点・留意点

☆さまざまな場面で、子どもの「つぶやき」や発言や意見をキャッチし、共感し、励まし、考えて伝えてくれたことに感謝し、職員間でも共有しながら職員の意見も伝えて合流点を探り、実現するように支援しています。

☆周りには、年代も性格も生き立ちも違う様々な人がいることを伝え、自分の提案を、周りの人も楽しめる企画を考えてみるように促しています。

☆意見表明の「マナー」についても、子どもたちと一緒に探っています。

取組の効果

コロナ禍という抑えられた状況下が、囃らずも子どもの意見表明を活性化し、色とりどりの自主企画が実施される効果がありました。これは高杉晋作氏が詠んだ「おもしろきこともなき世をおもしろく」の実践であり、子どもが生来持っている「自ら楽しんで生きる力」「躍動したいと命の力」の発露であり、まっすぐな大人への提言と受け取っています。

こうした子どもの生きていく力や遊ぶ力が、周囲を楽しませ、自然な流れで世代を超えた交流を深め、地域の知り合いが増え、その交流は地域・地区へと広がっています。

まるで、いとこ同士や親戚が集う「母屋」のように、子どもや来館者がいつでもふらっと立ち寄れる居場所としての児童館になっています。

課題・今後の展開

令和5年4月1日施行の『こども基本法』は、子どもは生まれたその時から幸せになる権利を持っていることを保障する総合的な法律です。子どもたちを真ん中にした社会づくりは、「普段の暮らしの幸せ」づくりからです。これからも児童館は、目の前にいる子どもたちを真ん中に、子どもたちの福祉（ふだんのくらしのしあわせ）を、子ども自身や保護者、協力者皆さんと紡いでいくことが課題です。子どもたちや来館者の「一灯」が集まって、より輝くように、地域：地区の皆様や関係所管と補い合いながら、あたたかい「一灯」を守り育てていく所存です。